



真弓社会保険労務士事務所 <http://mayumi-sr.sakura.ne.jp>

〒290-0142 千葉県市原市ちはら台南 6-32-7 ☎0436-37-5505 ✉noury1030@gmail.com

繰り返し行うことが、われわれの本質である。ゆえに、美德は行為ではなく、習慣なのである。

アリストテレス

この号の内容

1 人生読本

2 36協定について



1 人生読本

6月に入り、少し肌寒い日があったりと体調を崩している人が見受けられます。子供のころ、祖父が隣の部屋で、早朝5:45~5:55まで、NHK ラジオ第1放送で「人生読本」をきいて、それが終わると上半身裸になって、寒風摩擦をしていたのを覚えています。先日、実家へ帰った時に、祖父が当時読んでいたと思われる「人生読本」第3巻があったので、持って帰ってきました。

どんな本かという、2度と戻らない自分の人生をどのように進んだらよいかというような人生訓話が書かれています。

人作り 物づくり(株)日立製作所顧問 児玉 寛一さん 『よい物は良い人が作る』

『よい物を作るには、よい技能、よい技術、よい設備の三拍子が揃わねばならぬことは当然ですが、この三拍子が揃っているにもかかわらず、その製品を納めてから5年、10年とお客さんが使っておられる間に、故障がおこることがよくあります。その原因を調べてみると、技能や技術の不足ではなく、ある部分を作った人の、その人間性に原因があることが多いのであります。』

『たとえば、発電機を作る場合に、大きなコイルから出ている電線をハンダ付けする部分がありますが、そのハンダ付けを「10分間かかって入念に作業せよ」という指示があったとします。この指示は、その機械の寿命を仮に30年ハンダ付け部分に振動や熱がかかってはがれることのないようにするための重要

な指示なのです。それを作業者が、今晚のデートや麻雀が気になって、ついうっかり、8分間で済ませたとしますね。そうすると、10年、20年としている間にハンダがはがれ、故障を起こす恐れがあります。もちろん、製品が出来た時に性能試験をしますが、その時には分かりません。』『工場内では、ゴマカシ作業や手抜きは、やろうと思えば出来るのであります。従って、ゴマカシを絶対にしない人間でないと、本当に「よい物」は作れません。以上説明したように、「よい物」を作るには、先ず、「よい人間」を作ることが必須の条件になって来ます。』と書かれています。

たとえば、皆さんは、目先の利益を優先し、その場限りの処理を済ませたことが、10年、20年後になって、その当時の処理が正確に行われていたならば、こんな不利益は被らなかったであろう。ということを目の当たりにしたことはありませんか？この製品を使う人、あるいはサービスを受ける人が後あとどのように感じるかを想像しながら、ものづくり、あるいはサービスをする心遣いのある人が、「よい人」にあたるのだらうと思いました。

10年後、20年後になっても、感謝されるような物づくりやサービスの提供を、また、その他のバランス等も考えて総合的に良いサービスを心がけたいものですね。

「誰も気づかないところでの志でも、どこかで誰かは感じてくれている。」と話してくれた方がいます。物凄い人気ぶりですが、きっと、そう感じている方が、リピーターさんになっているのだと思うこの頃です。



2 36協定とは

36 協定とは、労働基準法36条に基づく労使協定です。この協定書を届出ることにより、時間外労働休日労働をすることを認めています。

5. 誰と誰が結ぶのでしょうか？

- ① 会社の労働者の過半数を組合員として組織している労働組合がある場合には、その労働組合。
- ② 労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する過半数代表者。

と組織（会社）との間で、36協定を締結し、所轄の労働基準監督署へ提出します。

※ 労働者の過半数の判断については、使用されている全ての労働者の過半数です。正社員のみではなく、パート、アルバイト、管理監督者、病気、出張、休職等によって協定当日に出勤していない者又は、協定期間中に出勤が全く予想されない者も含まれます。

6. 過半数を代表する者の決め方

労働基準法規則第6条の2に要件が規定されています。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- ② 選出に当たって、投票、挙手、労働者の話し合い等労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きが取られていること。

※ 使用者の意向に従って選出された場合は、無効です。

1. 協定しなければならない事項

- ① 時間外労働をさせる必要のある具体的な自由
- ② 時間外労働をさせる必要のある業務の種類
- ③ 時間外労働をさせる必要のある労働者の数
- ④ 1日について延長することが出来る時間
- ⑤ 1日を超える一定の時間について延長することが出来る時間
- ⑥ 有効期間

2. 具体的な事由と業務の種類

業務の種類を細分化し、必要のある業務の範囲を明確にし、具体的な仕事の内容を定めることが望ましいです。

3. 延長時間

保令で定める危険有害業務に従事する者の時間外の労働の上限は、1日2時間

期間	一般の労働者	3か月超1年単位の変形労働時間制の対象者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

4. 限度時間の適用除外

- ① 工作物の建設等の事業
- ② 自動車の運転の業務
- ③ 新技術、新商品等の研究開発の業務
- ④ その他厚生労働基準局が指定するもの
 - ・造船事業における船舶の改造又は修繕に関する業務
 - ・郵政事業の年末・年始における業務等

